

山口県報

平成19年
6月19日
(火曜日)

目次

規則	一
建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築指導課)	一
告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	一
特定計量器の定期検査の実施(計量検定所)	三
道路の区域の変更(道路整備課)	五
道路の供用の開始(道路整備課)	五
都市公園の区域の変更(都市計画課)	五
防府駅てんじんぐち市街地再開発組合の解散の認可(住宅課)	六
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(住宅課)	六
公告	六
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	七
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	七
選管告示	七
直接請求に必要な有権者の数	九

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月十九日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第六十八号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和五十九年山口県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条から第六条までを次のように改める。

第三条から第六条まで 削除

第七条中「第十三条の二第三号八」を「第十条第三号八」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年六月二十日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の建築基準法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後にされる建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項又は第六条の二第一項(これらの規定を同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請(以下「確認申請」という。)に係る建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第一条の三第一項の確認申請書について適用し、同日前にされた確認申請に係る同項の確認申請書については、なお従前の例による。

山口県告示第三百三十号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第一百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年六月十九日から同年七月九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年六月十九日

山口県知事 二井 関成

一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 新日本製鐵株式会社

住 所 東京都千代田区大手町二丁目六番三号
 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 新日本製鐵株式会社鋼管事業部光鋼管部
 所在地 光市大字島田三四三四番地

三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造		使用開始		使用の方法		
	能 (t/月)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔間	一日当た りの使用 時間	季節的変 動の概要
六一八	一、〇〇〇	平成一九、 七月五日	平成二〇、 二月二〇	平成二〇、 二月二〇	連続	二四時間 変動なし	

備考 「六一八」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十一号の鉄鋼業の用に供する圧延施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量(m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
六一八	七・五	二〇〇	一、一五〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

含油排水処理施設	種類	構造	能力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間 隔間	一日当たり の使用時間	季節的変動の 概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
	鋼板製	製	六五〇	凝集加圧浮上	連続	二四時間	変動なし	(既)		(設)

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量(m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
	通	常	最大	通
	常	最大	通	常
	最大	通	常	最大

含油排水処理施設	
処理後	処理前
"	七・五
"	九・五
四〇	一五〇
六〇	二〇〇
"	二〇
"	三〇
五	二〇
"	三
"	六
"	〇・三
"	〇・六
"	四八四
"	六五〇

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 5 排水口	No. 1 排水口	排水口	排水水の汚染状態の値		排水水の一日当たりの量(m ³)
			水素イオン濃度(水素指数)	化学的酸素要求量(mg/l)	
七・六	七・四	通	八・四	一一・六	一四・九
		常	五	六・七	二〇
		最	五	六	一〇・六
		大	三六	三〇	三〇
		室	四・四	四・五	四・五
		常	五	二〇	二〇
		最	二〇	四〇	四〇
		大	〇・三	〇・三	〇・三
		燃	〇・六	八	八
		通	六、五七三	四、一八七	六、五七三
		常			
		最	九、五八〇	五、六八七	九、五八〇
		大			

山口県告示三百三十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十九年六月十九日

山口県知事 二井 関成

一 区域 光市
二 検査の期日、場所等

期	日	時	間	場	所
平成一九	八、二二	午前一〇時	三〇分	から正午	光市立室積公民館
"	"	午後一時	三十分	から午後三時まで	光市立浅江公民館
"	"	午前一〇時	三十分	から午前一時	光市立三島公民館
"	"	午後一時	三十分	から午後三時まで	光市立塩田公民館
"	"	午前一〇時	三十分	から午前一時	光市立浅江公民館
"	"	午後一時	三十分	から午後三時まで	光市立三島公民館
"	"	午前九時	三十分	から午前十一時	平生町中央公民館
"	"	午後一時	三十分	から午後三時まで	田布施町西田布施公民館

三 所在場所における定期検査の期間
平成十九年十月九日から同年十二月二十一日まで
四 指定定期検査機関の名称
社団法人山口県計量振興協会

期	日	時	間	場	所
平成一九	九、四	午前一〇時	五〇分	から午前十一時	田布施町城南公民館
"	"	午後一時	三十分	から午後三時まで	田布施町麻郷公民館
"	"	午前九時	三十分	から午前十一時	平生町中央公民館
"	"	午後一時	三十分	から午後三時まで	田布施町西田布施公民館

四	指定定期検査機関の名称 社団法人山口県計量振興協会	三	所在場所における定期検査の期間 平成十九年七月二十三日から同月三十一日まで	二	区域 下松市 検査の期日、場所等	一	平成一九、九、一三	期	日	時	間	場	所
							一四			午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後二時まで		下松市役所未武出張所	
							一八			午前一〇時から午前一時三〇分まで		下松市役所久保出張所	
										午後二時から午後三時まで		下松市役所米川出張所	
										午前一時から午前二時三〇分まで		下松市セミナーハウス笠戸島少年の家	
										午後一時から午後二時三〇分まで		下松市役所笠戸島出張所	
										午後二時から午後三時三〇分まで		下松市深浦公民館	
										午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで		下松中央公民館	

平成十九年九月十日から同年十一月三十日まで、山口県計量検定所において実施する。

四	指定定期検査機関の名称 社団法人山口県計量振興協会	三	所在場所における定期検査の期間 平成十九年十月九日から同年十二月二十一日まで	二	区域 周南市 検査の期日、場所等	一	平成一九、一〇、一一	期	日	時	間	場	所
							一五			午前一時から午前二時三〇分まで		周南市馬島公民館	
							一六			午後一時から午後三時まで		周南市立大津島中学校	
										午後二時から午後三時まで		周南市鶴いこいの里交流センター	
										午後一時から午後三時まで		周南市熊毛公民館	
										午後二時から午後三時まで		周南市須々万支所	
										午後三時から午後三時三〇分まで		周南市須金支所	
										午後一時から午前二時三〇分まで		周南市中須支所	
										午後二時から午後三時三〇分まで		周南市大向公民館	
										午前二時から午後三時まで		周南市鹿野公民館	
										午前二時から午後三時まで		周南市湯野支所	

平成十九年九月二十一日から同年十一月三十日まで、山口県計量検定所において実施する。

午後一時から午後二時まで
周南市戸田支所

午後二時三〇分から午後三時三〇分まで
周南市夜市支所

午後三時三〇分から午後三時三〇分まで
周南市新南陽球場

午後三時三〇分から午後三時三〇分まで
周南市和田支所

午後三時三〇分から午後三時三〇分まで
周南市富田東地区コミュニティセンター

午後三時三〇分から午後三時三〇分まで
周南市新南陽体育館

午後三時三〇分から午後三時三〇分まで
周南市菊川支所

午後三時三〇分から午後三時三〇分まで
周南市今宿公民館

午後三時三〇分から午後三時三〇分まで
周南市野球場

三 所在場所における定期検査の期間

平成十九年十月九日から同年十二月三十一日まで

四 指定定期検査機関の名称

社団法人山口県計量振興協会

山口県告示第三百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十九年六月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月十九日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
道路名 錦鹿野線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
岩国市錦町広瀬字杉瀬六二二五の一	同市錦町広瀬字射場原五七一六の四	新	最狭 一・二・八 六三・〇・八	八一九・〇	一般国道四三三 号の道路の区域 (重用)
岩国市錦町広瀬字射場原五七一六の四	同市錦町広瀬字三の瀬一四二三の二	旧	最狭 三・四・三 〇・一	三、一三九・六	起点の変更及び 平瀬ダム建設工 事に伴う付替工 路工事の完了に よる。
岩国市錦町広瀬字野地四〇五四の一	同市錦町広瀬字三の瀬一四二三の二	新	最狭 一・六・〇 八・二	一、〇二七・五	

山口県告示第三百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年六月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月十九日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
錦鹿野線	岩国市錦町広瀬字野地四〇五四の一 同市錦町広瀬字三の瀬一四二三の二 二地先から	平成十九年六月二十日

山口県告示第三百三十四号

山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号）第十三条の規定により、都市公園の区域を次のとおり変更し、平成十九年六月二十日から施行する。

その関係図面は、平成十九年六月十九日から一月間山口県土木建築部都市計画課にお

いて一般の縦覧に供する。

平成十九年六月十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市公園の名称
片添ヶ浜海浜公園
- 二 都市公園の位置
大島郡周防大島町
変更に係る区域
- 三 大島郡周防大島町大字平野字小川に、字小川は、字片村、字清水、字流田、字片添上、字片添中、字片添、字園、字上花草、字花草、字下花草、字竹ノエキ、字落兼、字八郎畑及び字小浜の各一部

山口県告示第三百三十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、防府駅でんじんぐち市街地再開発組合の解散を認可した。

平成十九年六月十九日

山口県知事 二井 関 成

山口県告示第三百三十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定により、旗岡県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年六月十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 旗岡県営住宅新築工事
 - (一) 工事場所 下松市旗岡二丁目六三番一
 - (二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積	戸 数
鉄筋コンクリート造 地上七階建	一、九六八平方メートル	二八戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
 - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の平成十九年六月十八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。
 - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
 - (二) 申請書等の提出方法
 - 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年六月二十九日から同年七月四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年七月二十五日までに発送する。

その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課(電話〇八三一九三三―三八七〇)にすること。



(三三〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十九年八月八日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年六月十九日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十九年六月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人ふれあいの家鴻の峯
代表者の氏名 杉山 節子
主たる事務所の所在地 山口市朝田九四一番地の一

(三三二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十九年六月十九日から同年十月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年六月十九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク琴芝店

所在地 宇部市西琴芝二丁目九一〇

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

所 代表者の氏名
藏澄 均

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	長井 勉	長井 勉
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社メガネのタケシゲ	有限会社メガネのタケシゲ
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社山口フジカラー	株式会社山口フジカラー
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	長井 勉	宇部市大字小串九四一の七
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	二村 友香	二村 友香
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	有限会社メガネのタケシゲ	山口市小郡下郷二二七三の一
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社山口フジカラー	宇部市小松原町二丁目六番一二号
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	二村 友香	宇部市上町二丁目三番三八一八〇三号
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	有限会社メガネのタケシゲ	竹重 秀則
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社山口フジカラー	秋山 哲也

四 届出年月日

平成十九年六月六日

五 変更年月日
平成十五年六月十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 アルク琴芝店
所在地 宇部市西琴芝一丁目九一〇

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 住
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六
三 変更に係る事項の概要 蔵澄 均

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	株式会社東武住販	—	株式会社東武住販
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	—	—	下関市岬之町一 番四六号
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	—	—	荻野 利浩

四 届出年月日
平成十九年六月六日
五 変更年月日
平成十七年九月五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 アルク琴芝店
所在地 宇部市西琴芝一丁目九一〇

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 住
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六
三 変更に係る事項の概要 蔵澄 均

変更に係る事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 アルク琴芝店
所在地 宇部市西琴芝一丁目九一〇

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 住
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六
三 変更に係る事項の概要 蔵澄 均

四 届出年月日
平成十九年六月六日
五 変更年月日
平成十八年二月九日

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名	株式会社丸久	—	倉重 雅之
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	—	—	—
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	—	—	蔵澄 均

四 届出年月日
平成十九年六月六日
五 変更年月日
平成十九年四月一日



山口県選挙管理委員会告示第六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成十九年六月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求 県の事務の執行に関する監査の請求 県議会の解散の請求	地方自治法第七十四条第一項 地方自治法第七十五条第一項 地方自治法第七十六条第一項	二四、五六三 二七一、三五六
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	大島郡選挙区 二七三 熊毛郡選挙区 七三三 下関市選挙区 五〇七 宇部市選挙区 四〇八 山口市選挙区 三〇九 萩市選挙区 一八三 防府市選挙区 一四九 下松市選挙区 一四二 岩国市選挙区 一四〇 光市選挙区 一三九 柳井市選挙区 一三六 美祢市選挙区 一三二 周南市選挙区 一三〇 山陽小野田市選挙区 一二八
知事の解職の請求 副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の	地方自治法第八十一条第一項 地方自治法第八十六条第一項	二七一、三五六

委員の解職の請求	県の教育委員会の委員の解職の請求 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項
----------	---

平成十九年六月十九日印刷

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）